防衛医科大学校病院規則第1号

防衛医科大学校病院医事問題検討委員会規則を次のように定める。 昭和60年7月5日

防衛医科大学校病院長 高 谷 治

防衛医科大学校病院医事問題検討委員会規則

改正 平成17年4月1日規則第3号 平成18年3月31日規則第3号 平成23年12月27日規則第7号 平成29年3月30日規則第1号 令和5年6月29日規則第2号

(設置)

第1条 防衛医科大学校病院に、医事に関する問題を円滑に処理するため、医 事問題検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (構成)

- 第2条 委員会は委員長及び委員8名をもって構成する。
- 2 委員長は、副院長(医療安全担当)をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げるものとする。
- (1)病院長の指名する者 4名
- (2) 看護部長
- (3) 事務部長
- (4)病院運営課長
- 4 前項第1号の委員の任期は、2年とする。
- 5 副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。
- 6 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。
- 7 医事問題が係属中である委員は、委員会において当該係属中の医事問題を 審議するときは、委員として出席しないこととする。

(審議事項)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 医療訴訟に関すること。
 - (2) 医療事故に関すること。

- (3) 患者等の苦情処理に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認めた医事問題に関すること。
- 2 審議事項については、速やかに病院長へ報告するものとする。(会議)
- 第4条 委員会は、必要に応じ開催する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その審議を主宰する。
- 3 委員長は、意見等を聴取するため、必要に応じ委員以外の者を出席させる ことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、事務部病院運営課において行う。

(委任規定)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規則は、昭和60年7月5日から施行する。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年12月27日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。